

○安芸市防火防災訓練災害補償要綱

(要綱)

第 1 条 この告示は、財団法人日本消防協会が実施する防火防災訓練災害補償等共済制度により、市又は市内の自主防災組織等が行う防火防災訓練に参加した者が、当該訓練に起因する事故により死亡、負傷等の災害(疾病を除く。)を受けた場合において、その被害者に対して行う損害賠償及び災害補償(以下「補償等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(補償等の対象となる訓練)

第 2 条 補償等の対象となる訓練(以下「対象訓練」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が主催する訓練で、市内の自主防災組織等が参加したもの
- (2) 市内の自主防災組織、PTA等が行う自主的な訓練で、事前に市長に届出があったもの

(補償等の種類)

第 3 条 対象訓練に参加した者が死亡、負傷等の災害を受けた場合の補償等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が法律上の損害賠償責任を負う場合
 - ア 損害賠償死亡一時金
 - イ 損害賠償傷害一時金
- (2) 市が法律上の損害賠償責任を負わない場合
 - ア 災害補償死亡一時金
 - イ 災害補償後遺障害一時金
 - ウ 入院療養補償
 - エ 通院療養補償
 - オ 休業補償

(訓練計画書の提出)

第 4 条 第 2 条第 2 号に規定する対象訓練の主催者は、補償等を受けようとするときは、参加者の災害発生の事態に備えて、安芸市防火防災訓練実施計画書(様式第 1 号)を当該訓練実施日の 2 週間前までに市長に提出しなければならない。

(災害の報告)

第5条 第2条第2号に規定する対象訓練の主催者は、当該訓練において災害が発生したときは、速やかに安芸市防火防災訓練事故発生状況報告書(様式第2号)により、市長に報告しなければならない。

(書類の提出)

第6条 前条の規定により災害の報告をした主催者は、対象訓練に参加した者が死亡、負傷等の災害により補償等を請求するときは、財団法人日本消防協会防火防災訓練災害補償等共済契約約款の規定に基づく必要書類を市長に提出しなければならない。

(補償等をしない場合)

第7条 次に掲げる事由に起因して被害者が傷害を受け、又は死亡した場合は、補償等を行わない。

- (1) 市の職員、消防団員並びに市が訓練指導を委託した者の故意
- (2) 損害賠償金又は災害補償金を受け取るべき者の故意
- (3) 被害者の故意
- (4) 被害者の犯罪行為
- (5) 被害者の精神障害又は飲酒
- (6) 被害者の妊娠及び流産等
- (7) 戦争その他変乱
- (8) 大気汚染及び水質汚濁等の環境汚染
- (9) 被害者の疾病(細菌性食中毒を含む。)
- (10) 地震、噴火、洪水及び津波等の自然変異
- (11) 核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (12) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
- (13) 前各号に類似する原因によるもの

(適用の除外)

第8条 次に掲げる者が受けた災害については、補償等の適用を除外する。

- (1) 対象訓練を指導中の市の職員、消防団員並びに市が訓練指導を委託した者
- (2) 企業及び事業所等の自衛消防組織等の業務又は公務により対象訓練に参加した者
- (3) 対象訓練を観覧し、又は応援していた者
- (4) 対象訓練中に休憩がある場合で、この休憩時間中に傷害(傷害に起因する死

亡を含む。)を受けた者

(5) 防火防災訓練会場までの往路又は帰路で災害を受けた者

(損害賠償への充当)

第 9 条 市は、この告示による補償等を行った場合において、同一の事由により民法(明治 29 年法律第 89 号)又は国家賠償法(昭和 22 年法律第 125 号)の規定に基づく賠償責任が生じたときは、既に支払った補償額は当該損害賠償額に充当する。

(準用規定)

第 10 条 この告示に定めのない事項については、財団法人日本消防協会防火防災訓練災害補償等共済契約約款の規定を準用する。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、補償等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。